## 第30回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和4年11月24日 (火) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

## 会議に附した議案題目

日程第	1		議事録署名者の指名について
日程第	2		会期の決定について
日程第	3	報第46号	農地所有適格法人の報告等について
日程第	4	議第253号	農地法第3条の規定による権利移動の許可につい て
日程第	5	議第254号	農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申 請に意見を付する件について
日程第	6	議第255号	農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的 変更の許可申請に意見を付する件について
日程第	7	議第256号	
日程第	8	議第257号	農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定に ついて
日程第	9	議第258号	
日程第1	0	議第259号	農用地利用配分計画 [権利移転] (案)について
日程第1	1	議第260号	農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用 農地の指定について

#### ○本日会議に出席した委員(議席順)

森田高見、上堀昌也、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑切詞、小坂治 重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、 内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、舩坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員村上博

#### ○本日会議に出席した職員等

事務局長:林篤志、事務局次長:水橋靖、畜産課長:本山秀治

農地主事: 舩坂康博、書記: 小洞雅喜、植杉祐貴、農地相談員: 木戸脇良昭、

飛騨農林事務所農業普及課:深井雅己

#### 職務代理

ただいまより第30回高山市農業委員会を開催いたします。

本日、3番の村上委員より欠席報告がありましたので、出席委員は19名中18名の出席で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

会長より挨拶をいただきます。

#### 会 長

皆さん、ご苦労様です。

天候の話になりますが、今年の秋は霜が降りる日が少なく、その影響があるのか、先日の21日にリンゴのフジの収穫を始めましたが例年より密の入りが悪くて少ないと感じました。ほかの作物で、ネギも霜が降りてからとそうでない場合とでは味が随分と違います。白菜もそうで、霜が来ると甘くなります。このような霜が少ない年は2年前にもあり、11月が非常に暖かい日が多くあったと記憶しています。今後このような異常な気象が続くことも予想されますので、気象情報を注視しながら作物の栽培方法も考えなければならないと思っています。

本日は、総会及び協議会後にインボイス制度の研修会を行います。

総会議題に対しスムーズな審議をお願いしまして、挨拶とさせて いただきます。 職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

#### (異議なし)

議 長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 9番 平井委員と10番 清水委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

#### (異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第46号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船 農地主事 今回は59法人のうち2法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。 (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有 無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

2件について報告いたします。

議 長| 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第253号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、10件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、10件 田畑 27筆 17,273.00 ㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

野 尻 委 員 4番の申請について、申請人は喫茶店を営んでいる。この取得事 由は規模拡大となっているが、例えば六次産業化を目指すということか。

植 杉 書 記 いいえ。取得事由について、隣接する農地を所有していないので、 経営規模拡大となっている。隣接地には新しく喫茶店の立て直す計 画で、その景観維持のための植栽と菜園にすると聞いています。

野 尻 委 員 分かりました。申請地は農振農用地ですか。また新たに建築する 店舗は申請地の中ですか。

植杉書記 はい、農振農用地です。店舗は申請地に隣接する宅地部分に建築します。

委

小 井 戸 この申請地は元々田んぼだが、以前から建築資材等がおかれてい 員した。過去に転用申請がされていたのではないか。

植杉書記

調べる限り、過去に転用の申請がありませんでした。そのためこ こは違法転用がされていたということになります。しかし、前述の 店舗移転計画の際に、申請地の景観は店舗の雰囲気と相反するとい うことになり、農家資格のある譲受人が農地として取得・資材等の 撤去を行い、植栽と菜園として活用します。

小 井 戸 委

先日、申請地のあたりを通ったが、植栽をするような状況ではな 員 かった。本当に農地として利用するのか。

船

21日に現地を見たら、作り土が入っていました。また本人から 農 地 主 事 | 植栽、菜園の意向も確認しております。

議 長 他に意見はありませんか。

(意見なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ いては許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第254号 農地法第4条の規定によ る使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と します。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、4件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地 区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3 種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判 断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一 般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を いたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地

目、面積、転用目的を説明)

以上、4件 田 畑7筆 2,106.00 mについてご審議をお願いいたします。

議長ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第255号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、 地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を 求める旨を説明)

以上、10件 田 畑 19筆 6,432.93 ㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目 的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意 見を付することに決定します。 続きまして、日程第7 議第256号 農地利用集積計画の決定 について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小洞書記

本日は5件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進 法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経 営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、 貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 4 1 筆 34,970.81 m についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認と いたします。

続きまして、日程第8 議第257号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。 事務局の説明を願います。

小洞書記

本日は6件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき 田 畑 24筆 35,397.00 ㎡について、新規使用及び賃貸借権を 設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決 定について、承認とします。 続きまして、日程第9 議第258号 農用地利用配分計画(案) について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小洞書記

今回は24件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付 予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期 間を説明)

以上、24件についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

他に異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認 と します。

続きまして日程第10 議第259号 農地利用配分計画 [権 利移転] (案) について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小洞書記

2件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付 予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期 間を説明)

以上、2件についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

他に異議なしと認め、農地利用配分計画 [権利移転] (案) について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第260号 農地法施行規則

第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

### 船 坂 農地主事

本日は1件の上程です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる 資料や取扱基準内の具体的な基準の説明。)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確認を受けています。現地確認を行われた村上委員は本日欠席となっております。そのため、村上委員より意見を預かっていますので、ご紹介します。

(村上委員の意見を紹介)

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく 適用農地の指定について、承認とします。

議長

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意 見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第30回高山市農業委員会を閉会い たします。ありがとうございました。

午後2時50分 終了

# 議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

平井 浩成 委員

清水 直喜 委員